

令和3年度花いっぱい推進事業 留意事項（自治会等）

- 1 申請期間：令和3年4月20日から6月30日まで
- 2 申請方法：直接、当協会へ申請してください。
- 3 事業実施要望があっても予算の範囲内での実施となりますので、事業採択されない場合があります。
- 4 本事業は、住民参加の緑化推進運動の活性化を目的としており、地域住民で組織する団体（自治会・婦人団体・青年団体・老人会・PTA・法人及び任意団体）及び市町村、学校（みどりの少年団結成校は除く。）、幼稚園、保育園が、みんなで計画し、みんなで植え、みんなで育てていくことを旨としております。

※ みどりの少年団結成校では助成交付金で実施していただいているところです。

- 5 公共用地とは、駅前広場等地域住民に公開され、住民生活に密接な結びつきがあるもので、土地所有者及び管理者の承諾を得た土地をいいます。
別紙2の土地利用承諾書（作成例）を参考に作成した書面の写しを添付してください。（様式は自由）
幼稚園や保育園が敷地内で、実施する場合、土地利用承諾書は必要ありません。

6 事業について

- 必ず住民参加で実施してください。業者に請負にだす場合は助成対象外です。
標柱（表示板）は、別紙3の作成例を参考にして必ず設置してください。文案は、当協会からA3版でラミネート加工して配布します。
木製品を設置する場合、事業実施団体の責務で、安全かつ適切な維持管理をして下さい。また木製品の材料は、県産材又は国産材（県産材証明、または合法木材証明が必要です）を利用して下さい。外材は助成対象外となります。

- 7 市町村が実施主体の場合も、原則として地域住民の参加を得て実施してください。

- 8 自治会や任意団体からの申請には、団体の会則（写し）、役員名簿（写し）の添付をお願いいたします。